



414
A 688



三條右政大臣殿

外務少輔

大正十一年四月
大隈侯爵寄贈

白鳥園マリヤルズ船一件三月同園云役ガルヤ
より家裁甲号し通し三月乙号同号書
案起る初は明八日午未第九字卷
朝し上下を何を得るを案の四一説至可成爲
メ号四通るを也

小字百



西
六月七日

夕
務
省

乙
号

バルク形マリヤルス船一件 百子八百七十二年
二月二十四日附の美輪正の船に乗り
右マリヤルス船の洋中にて破損を受け
傾没の爲先横濱港に未著せる事なる故
に船中の士官を脱免し其船客等を
く船中の士官を脱免し其船客等を

大正十一年四月
大隈侯爵御贈

外
務
省

辰切子補脚一保護多すべし勿論あり
然るに所謂雇吏高賣をせし船ありは
斯の人の害と為らるる正所の業の爲めは
航海して難破と為らるる船と等しは特
典を與へざし可あるや吾等の如くも今
多し論するに及まじ。

凡各國の慣習は於て一企て爲すに如く
止むを得しして難を逃けし港内に入来

くの船艦は特典を附與して殊更に犯す
の意あり且惡意ありして犯す罪之を
寛恕する事あるに必竟慈悲の心と天然
の正義とを以てするあり

仁義とては再航し得るの援助を附
与すべく正義よりして少く船の船を又と
士友ある事等ハ假令罪ありとも企て犯す
その非なりとて地方法律を照して

之を符せしめり(船中)に罪多し(罪多)なり
又ハ其(其)乗組を禁獄する等其(其)船の航海を
留むる(留む)事(事)ある(有)時(時)々(々)通常(通常)之(之)を
宥恕(宥恕)する(を)以(以)て(て)例(例)とし(し)

ハ其(其)航海(航海)を業(業)として(して)自(自)ら(ら)航海(航海)する(不)竊
の(該)客(客)及(及)船(船)主(主)等(等)に(に)対(対)し(し)て(て)何(何)れ(れ)も(も)無(無)事(事)ハ(ハ)勿(勿)論(論)
人(人)船(船)中(中)に(に)在(在)る(る)ハ(ハ)航海(航海)の(為)に(に)要(要)せ(せ)ら(ら)る(る)事(事)也(也)ハ(ハ)勿(勿)論(論)
ら(ら)に(に)却(却)り(り)煩(煩)雜(雜)を(を)生(生)じ(じ)入(入)費(費)を(を)増(増)す(す)

且(且)其(其)う(う)ち(ち)に(に)屢(屢)々(々)危(危)険(険)を(を)醸(醸)成(成)す(す)事(事)ハ(ハ)勿(勿)論(論)
也(也)「マリヤルズ」船(船)の(僅)少(少)數(數)日(日)間(間)の(航)海(海)中(中)に(に)
起(起)る(る)事(事)件(件)を(を)以(以)て(て)知(知)る(る)事(事)也(也)

因(因)り(り)「タレタル」船(船)一(一)件(件)の(例)を(以)て(て)自(自)ら(ら)に(に)「地方」
友(友)籍(籍)の(外)に(に)並(並)々(々)事(事)の(法)を(取)容(容)せ(せ)る(る)事(事)も(も)乃(乃)す
一(一)一(一)の(事)ト(ト)お(お)見(見)入(入)り(り)得(得)る(る)右(右)船(船)中(中)に(に)有(有)り
多(多)る(る)ハ(ハ)恰(恰)も(も)有(有)罪(罪)の(積)荷(荷)也(也)ト(ト)今(今)々(々)通(通)常(常)
の(物)品(品)同(同)様(様)に(に)取(取)扱(扱)し(し)得(得)る(る)事(事)也(也)ト(ト)而(而)し(し)彼(彼)等(等)ハ

賣収舟々其生國の法律より進し令く家
計と等ししもの云

且け「クリラ」船の一件を所分りし悪習流
のの時舟にて収録を以て豚半日極の
積荷とあり之を収容と云るハ勿論又
敢て之を後民とも謂ふべき事ハ人々
く思ひしむる事云

國親より他國の港内に入来する船と

好んく他國の領内に入来する船と區別
りる事ハこの如くあるを論し多きハ今茲
は其國愛撫の権力の分界を論し多き
百名ある公法家の説を掲げ以て閣下の
注意を仰うん最近英國女皇陛下の状師
多うし民法博士タムウエル、トウイス氏の著
述せる平時船中の料理及義務と題する

書より云く 二百三十一
号あり

高取船組の取及い物品は地方の税引之を
 受替すは於て充分の税ありし今英國
 高取の旗を掲いでる。船中を夫の中
 み自を運収を定むるもの「チャルレストン」港に
 つり来る事一つはとも共爾英高取旗を掲
 けるは其自を運収を保護するを
 得ず。是を南カロライナに自を運収の共
 同ゆへにを標す。の法ありしと云ふべし

らさ何よあるあり然るは英國管下自を
 の運収運入者英國高取あるもの藉を入
 りたるもの「チャルレストン」港に入り来るもの
 英高取中よあるもの「港の友夫地
 方法津の税を以て忽ち之を陸上より
 引揚げ標銅一は是等船港船よ出るもの
 及て船中帰國の免許を以て再入るもの
 送る返りし事を當り取回耳ありべし

け所分の曲曲ハ措く稀セしれとも合衆國內
よ於く賣奴の例を造る間々「チャルレスト」
「モビル」ニ「ゴリニス」或はその他諸港に於く
大英國の如く威力掌くある者至ら又其所
至よ後へり

采酒の著述家「ハルラック」氏の後よ云く 百七十二
年より

地方官ハ尋常探索の事あると云ハ其
港内よ滞泊せる外國船ヲ出入るを得

然りと雖も捕縛の事ハ至くハ其管轄
内におけり事ハ限る

又云ク

事若し船中よ起るても其港或ハ其船
主の船中の人の安寧を妨げざる事ハ其
或ハ大洋航海中船中よ起る事ハ
ありしきハ地方官轄内トセ

ウエイトン氏云佛國法律よりみてハ地方官轄

の権力を方五公法にわたる要する事のもの
とす更又大なるを如き船のありし廢棄
す

同氏又千八百六年内閣會議決議の譯文
を引論して地方管轄の最寛優ある
制度にして船手あふさへく罰したる
船中の犯案を以ては例にあつた
さへをみる

右會議決議の原文に船手と船客を明
白區分して詳之を論じ今これを抄
録してき掲ぐ

船手の者他の者對し違犯する事
ありしに依令船中にて事起り雖も
其地方の裁判所より裁判を受し
且船手と他のもの可結ぶる事も同
断あり

右の事 地方の裁官に帰せしむる
物に害を及ぼす 雖も中立國の船中にて
其船手同士互に犯す 罪犯を以て例す
あり

南亞墨利加有名の公法著述家ある「ガルー
」の流るる

全く地方の管轄を従する 唯軍艦を
るる 商船を多し 物は條約の極

りある 非連の地方の管轄を免る
るを以て 通常の規則とすこ

又云ク

通商の利益或は大洋航海の爲めの
区域におよび 禁戒行爲あるもの 及び
弛メ要置て 事あり 然るも 如新
に 諸兩國乃至 新の條約あるもの 或は 地方の
法則に 同く 然るあり

是を寄格修約の極め、可く非され、斯る
事、之を以て當然、其分の事、務として、斯る
特典を与る事、あく、唯、其國の意、又、と、は、
切とを以て、与る事、ある。

地方の管轄を脱、する事、舟、船手、と、船主、と
の、區分、あり、を、定む、る、事、尚、此、條、緒、表、の、説
を、引用、する、事、容易、あり、と、雖、も、暫く、之、を
擧ぐ、更、に、在、此、條、を、か、ん、洋、中、に、あ、つ、て、之、

船の船主、及び、船の、危難、或、は、
其、命、の、者、の、性命、も、其、事、に、つき、る、事、あり、と、其、
船主、多、く、者、に、は、を、壓制、する、事、の、所、分、に、付、く、ら、
其、何、ある、事、理、あり、と、も、其、事、船、既、に、和、親、に、
の、條、に、入、り、其、地方、官、の、扶助、を、受、け、る、時、
に、あ、つ、て、其、事、理、も、全、く、從、而、に、屬、す、る、事、船、
主、も、其、船、手、の、主、事、に、船、客、に、對、して、其、後、者、
に、類、す、猶、其、舍、の、主人、の、事、を、迎、へ、飲食、卧

床を設け少使を附置りて
拙者右の如く高船船手の一人あり船司と
右船手の分あり人の習生する事福を
管轄するの権理を論じ右に今以福を
述ぶる當りえ分あり確然とする事
さねし天下の御福吏の米利堅合衆國
に使通信書を據りて極むるに拙者も
又此書を依りて世界第一の西貿易國也

亦皆右地方管轄の権力を船司及船手等
に及ぼさるる事おす趣を閣下にお申述
くは則千八百六十年および六十七年間の公
使通信書一巻百四十片毎におわする事
又の左龍勅米國公使ケクムス氏より本國の
國務院載り贈りたる書等を
右「ケンチユキアン」号船に乘組りし船手の
若干右船を脱せんす事あり是れ

船司合衆國領事の勸告より古き者
共を船中へ禁錮したる事「サウセルランド」
官舎之を解放したる要置の爲して同船
司は其論を陳たるものあり其時右官舎
尋右の如く要置したる事あり尚右船主
の要置を不々平ある暴行として若干の
過料金を命じたる事又「タムス」氏英國政府
と前任公使と通信しる公書を檢定して

陳述して之を條約書中別段に意を
表すよりある時は以て王國の港に碇泊す
る外國船に屬したる船手或は脱艦し
或は背反の處を顯し或は使役はせず
るを妨ふる事ありと或は地方官
に要置を施せんは他は之を制遏すべ
き一の權理ありとありと
又同卷百六十九片よりありて閣下亦之の

「セハルト」氏とて「アダムス」氏は將來右号に
如き事件起るも不都合のなき極改
る領事磯堂の定弱を商議するに
「たうを見らるる」

又同号に左龍勅公使「プツチヤナ」氏より「イール
クラレント」氏に投書翰ありて其言不
云く「イールクラレント」氏も其言如く
去千八百五十四年「マルホル」氏とて龍勅一

領事航海中各衆國船「ソーウヘレン」氏と
「リース」号中に於て起たる船多背反乃
一件を以てモ是亦乃為メ不都合を結
たずんばあるに非ざるハ唯々の事と但決
断を以て十名乃者背反の罪を以て禁錮
を受居るの事國に於てハ此事一月別ニ
法則なく又之を拘留する乃法なきを以て
皆之を解放したり借事國法院乃若雨

をせしむるも全英政府の古所と
函版したるも別別と拘束あるあらざれば
和國の港に到りて他方法律を保護と
求むんと欲するは和國乃ち其を許さず其
方官轄乃ち權を廢するを要求し又之を
許諾するも理なきを和國より拒むるは
のふれとあり借又現に英國海軍裁判
所乃ち長官ロクホルンヒリモー氏の言に凡

各國相互に實際の通義を踐行する為
その他方々々強不平等の方法ハ其如何を
問ふに他國に對して實際の通義を踐
行するべきを要するの理あるは一般の通義
ありしを以て別共一般の通義を以て辨
別するべきを屬せりとすも又の大英國は
對して各和國の請求する所徳アラ
ハマレ一併に付「ゼネラル」府の裁束を以て頂

日富刺後受したるを以て其通義の
其の正確なる干如すしるるを以て
するべきなり
閣下の所 後編 或は極く精密なる
所あるも又極く細心所注意ある事
ら当政府より横濱港に於て「マリヤル」
船司の施せしところを以て味す
ありし情状を以て陳述するに

右暴行ハ船中ノ中小船中乃規律を守
らしめんとして加へたる罰責ハハ非す右
船司「レラ」も始^終活船中ハ非之船客あり
と説明せし人を打擲毆傷し且之を
禁錮シタルありと告白ありあり
借右吟味ハ及ひしるる条理を言つ 當政府
於てハ其暴行ありし充分信すし其報効
を得たるを極之を施したりしを以て

是れト存候

夫吟味とハ其本體を論すれを則單に實
ありと自信——告白する者ある不慮に於
其慥あるを證するは足らされ其告白の
虚^虚實^實めんと之を確證するに^を過^過ぎざる
耳而——右告白者の信きへま^まと信すべ
し^しきるとハ先最初ハ其尚人の好状とテ
之を察——右告白乃唯軽忽なる於察ハ

出るゝ或孫實事ハ由りある確説あるハ
獨り吟味を經テ後始て之を證實——
以て之を決定するを得へま^まと候

抑世一件の告白を得たるを最初ハ尚
時在日本英國代理公使「ワットソン」氏と
外務省ハ差越ゆる公書体乃書笈アリ
在り次テ尚時在日本英國代理公使「セハルト」
氏と書翰ニ由りて之を確實するハ

外務省

至れり則右「セバルト」氏も右吟味を為さん
一ヲ尚省ホヤ立たるなり

閣下も懇信回乃公使と呈書面を以て為
せる報告を固より信許すへのかざる者と見
做し給ハせざるハ拙者乃敢く信する交り
然る小右報告一個乃平民より出たる
なりん小右政府を報告り候しと
某乃可垂を施さんとす小右り先ツ彼の

聖領と一帯しとるなりん此も在夫の外國
公使のめさよ至テハ如何なる政府と雖も
之り抑之候と要するの理なく之を詳言
すれは公使を在る國より於て自ら
終人となり候出さるる事と免るハ所ら其
君自の特典なる事下ニ於ても能は承
知の事と為知れども凡西教國ニ於て
抑之候と稱する者ハ即千人主論述する

子のふらふと云く、抑々、の若衆として
 日本法院に於てハ未タ其ノ式例ありハ其
 編下ハ法廷を争し、その旨ハ
 尚政府ハ何多の法廷の人我々行政
 或ハ日法の官、由テ以條成、其とも
 國律に屬ラズ、然レ全ク政府の随意ニ
 今、其、實、月、付、テ、之、と、言、入、ル、多、年、以、前、
 夫ノ「マリヤルズ」一、件、と、取、扱、ひ、ハ、決、然、と、各

象の如き政官皆司法の權を並帯し、
 一、が、如、く、施、政、の、權、は、於、テ、不、部、合、ら、る、と
 以、其、後、之、と、改、革、さ、し、る、る、
 各、國、者、自、ラ、其、國、法、を、設、ケ、自、國、又、及、他
 國、人、乃、不、同、く、等、し、く、之、と、適、用、す、る、
 自由あり

且米國外務總裁「マルセル」氏、英國之法
 乃例則として千八百五十五年、四月

より付乃命令状と云く南所在「ウ井」は米
國之使に指令云り其文云曰

凡ソ外國に於て其地在留ノ我人民と
所分すま南ノ現在所も亦乃其國
裁判法に於て其人民ノ占有する所乃
利益ハ残りりく之とゆせしむと其政府
ニ請求しはべしとあり

又大英國の有名なる外務總裁「カンニング」氏

一ノ英國人ノ佛國ニ在テ品志の物ニ罹り
若干の時禁酒ニ後吟味もなき
それらるるは其ハ二十三年一月
二十七日に在ノ確説と云述したる

凡外國に在りぬる者々彼令自其國
法を以て不良なりし一或は其法を以て
酷らるるも其其のりハ彼ら之と違
まし之は從彼せしむるとは其のりハ

亞墨利加中を歩く。英國の名を
 知る。博學明才の英國の法家。一
 て熟達考練の大臣「チャルレス」氏を特命
 使となし、以て書を通し、事を論せり。「チャ
 ルレス」氏の現今英國海軍裁判長友
 たる「ドクトル、ヒリモール」氏の著述せる編纂
 憑り或は「トウエ子ル」及「ドアンルヒユイス」為成
 の説、憑り「トウエ子ル」氏の尚侍傳

國外務執政「トア」ヒユース氏を尚侍
 外務省法律官として、其後外務執政
 とあり、その人「カニスタット」ハ教ヶ月
 獄に繋ぐれ、之を代言者又其友人と
 稱せしと云され、且又英國の事も同
 と對面せんとし、其「トア」ヒユース
 其免許なく、復た洋人と密合せむ
 して没作せる流傳と教へ、之を云れむ

其室改さるふ事り其者の防復を
為す、英國はあつゝハ其事公正しくべ
くつゝ者しきると雖も其防復の法を
之は適用せんとすとも是よりなれり
べー又西班牙は於て英國人英版ノ登
陸を賣販したるのこゝろそ他ニ罪ア
リヤナキヤノ調査もなく七月日禁烟
せられし、此時英國政府のそり

突さるゝを拒ミし、至當なりと云ハ百六
十年一月三十一日、院中ニ於テ「モルト
ガラニル」セル「編譯」セ「」を
氏引渡さし、

英世止ま、
英引。

史し固各自己ノ用智ヲ随ヒ、
絶りきり、
乃政學者も属、
れたも、乃あり、
此理よりて之を推

其審判を以て不審り其者の防衛を
為す英國はあつてハ不審に正しくべ
くつ了者としてと雖も其防衛の法を
之に適用せんとすとも是よりこれを
べー又西班牙は於て英國人英船ノ登
陸を賣販したるのこゝを他ニ罪ア
リヤナキヤノ烟壺もなく七月日禁烟
せられしは此時英國政府の意あり

美法を拒みしは至當なりと云ハ百六
十年一月三十一日下院中ニ於テ「カ
ラニルセル」の論を「カール」
氏引論せしあり

又し固各自己ノ所信を以て其國法を
施しざるは法を以てし乃經ハ其國
乃政學者も屬し巧み之を弁論せ
れたるも乃あり此理より之を推

其案のさるふ事り其者の防衛を
為す英國はあつてハ其事正しくべ
こつた者としてと雖も其防衛の法を
之は適用せんとすとも是は行はれざる
べし又西班牙は於て英國人英版ノ登
陸を賣販したるのこゝろを他ニ罪ア
リヤナキヤノ調査もなく七月有禁烟
せられしが此時英國政府のそのりニ

其案を拒ミしハ至當なりと云ハ百六
十年一月三十一日下院中ニ於テ「ビルト
ヂラニルセル」ヲ編譯せし「を以テ「カルウ」
氏引證せし」あり

又其國各自己ノ用智ヲ隨ヒ其國法を
絶りざる事陸軍たるは其國ハ其國
乃政學者も屬し巧み之を弁解する
れたるも乃ち其理よりて之を推

小務省

引證ノ字可再考

セハ 横濱港に於て「マルヤルズ」船が旅客
取扱方式を船司「ヘレロ」より 津奈川
船廠へ申し渡されニケ条乃 船司及び味
仕方 府署下の 批 洋に對し 教
答 傳を要せらるべし

右ニケ条中 第一の所 意味は 之を案
照ありしころも 政 別を在るハ 所謂「プロ
スト、アンストロクシヨニ」 富同法則 大英 國 系 合 瓦

國に在てハ 「インクワイヤリー」バイガランドジユリー

陪審
紀問

若しハ 審問法に之れは 果ありと云つ、其
果なる 変更大ニ 船司の 便宜となれるとの
あり 如何となれハ 船司「ヘレロ」ハ 説人と 英
合 吟 未 を 免 され 後々 代言者の 補 助 也
況 又 船 司 の 所 望 によつて 説 人 を 出 せ る
事 も 多 々 され 乃 れ あり

然るに其の旨は白濁を他の所並に證すも
其の普通なり其義に悖る事あり但し其公
義々之と道は其の隱き方法に至りて
至るまで其義通ふ事能はんと雖も其の
道とせざる事始まる者なり其後論するに
不要に屬しと雖も既に其旨下の事論を
懐疑する事あり又其旨下の語認なる事
と居て之と記載する事始まる

神奈川縣廳より傳へし書信を考ふる人の
事及び其の百六十七年 江戸約定コン
シヨと留へらるる者の事ハ何れも其旨下
乃語認と其旨下の書翰中其義
示号と記されたる「フアン、フアルケンボルク氏」
書中ニ古事ハ其旨下之義の文字と
以て其旨と名ケ且其旨上ノ旨あり
而して其旨と約定と云ふ事との、其旨

小務

なりは 言ふも 唯或外王公使の勅言
に依りてとの意と示せるの事にて公使其
未王政府の名を以てするとも非を又未
政府の為とするとも非を 唯在情を以て
横濱借地人の代として看するとの事なり
則借地人増子法費と原ふの故に政府
に於て外國人未留地と稱する事あり
管理あらん事と乞ふるものよりして之を旨

意を政府より地所並に五條の一局を
設け外國人の内一人の執事を命
之を司らしめ以て執事ハ神奈
和属するべしとの事あり

Handwritten note on a small slip of paper, partially obscured by a red stamp.

第四條ニ 神奈川縣令ハ若居留地と稱
及の勅言補佐及び我王法よりしり物
言する事ありと云れに由り 夫等國民を
他条編未滿國の人民を管轄する事

なりは此言も唯或外使公使の勅言
に依りてとの意と示せるの事にて公使其
未至政府の名を以てするとも非し又未
政府の為とするとも非し唯在情を以て
横濱借地人の代として看するとの事なり
則借地人増子法費と原ふ可成は政府
に於て外國人未借地主歸の事なり
管理あらん事と乞ふるものにて是も昔

意を政府より地所並に主歸の一局を
設け外國人の内一人の執事を命
之を司らしめ以て執事ハ神奈川知令の
所屬なるべしとの事あり

第四條ニ神奈川知令ハ若居借地主歸
及び物言補佐及び知事以下より物
言する事ありと考れし中より若居國民を
他条未滿國の人民を管轄する

借地人
代
法費ノ事

詰を裁するとのありされも是れ各玉互同
乃監約に非るとして。西武に違つる約書乃
俾裁ありは且。天皇陛下又も於軍威ハ
締盟國の君と等し由て之を批准
たるとの、非るありされは古及の立折め
と議立するよりと秘めたる御玉公候る由
時のより情よりハ。吾苗地内、亦禱とて
健康と保全するハ。不蒙急なりと考へ設り

た只只の百極の留置を耳

『まあり高時年限を定めし』

まあり者と稱定めたるは遊り方

久也るもみま之を。席するも高波の府の

流さたるもまあり。強ふ第四条の如き之

と永久の約あり。君御とハ。實に知れし

乃事也。抑日本玉の立結たる。法条約と

を個条。明瞭掲載あるを以て日本乃

Handwritten notes in smaller characters at the bottom of the page.

詰を裁するとのありされも是れ各玉互同
 乃監約に非るとして西武に違つる約書乃
 俾裁ありは且天皇陛下又も於軍威ハ
 締盟國の君と善し由て之を批准し
 たるとの非るありされは古及の五折め
 と謀立するよりと秘めたる御玉公候も尚
 時のより情ありてハ吾苗地内ハ亦禱とて
 健康と保全するハ此業急なりと考へ設け

たる只彼の西極に留置する耳

『
 去より當時年限を定め今同之を定む
 是より若くは定めたるハ此を成す之を永
 久とするもみな之を廢するも尚政府の
 決意ありしをなかり強ふ事ハ此の如き之
 を永久の約束と君御とハ實に如何に
 乃事也抑日本玉の承諾たる法を結と
 今個案ハ明瞭揚載あるを以て日本乃

以下
 日

此を裁するとのありされも是れ各互同
の盟約に非るとして正式に造る約書乃
神裁ありは且天皇陛下又も於軍威ハ
神聖國の君と善し由て之を批准
するとの非るありされや古及の五折め
と謀立するよりと秘めしる外も候る由
あり又情ありてハ其箇地内ハ永禱とて
他國と保全しるハ緊急なりと考へ設け

此の只彼の西極に留置す耳
ありり當時年限を定め其間を之を延滞
する者ハ終に定めたる年限を以て之を取
りやるともみよ之を廢するも尚政府の
此意たるべきなり 殊に其年限の定め之
と永久の約書と君御とハ實に其年限を
其事也 抑日本必の承諾たる法を以て
と個條に明瞭掲載あるべし日本

以下...
日清戦争...
日清戦争...
日清戦争...

一、何等の権理を出るに於て、權向何人か
存。

此後又一或、此事云ふは、如く、此事たる
者、唯其勸告をふするの權あるに已
たり、之を、應、彼をふする勸告、此之
を、何んか、之を、權理と名へ、非、其、門、知、令
ハ、唯、此事の、口、舌、となり、其、法、即、其、法、律
中、法、を、し、者、なり、一、編、の、時、を、一、不、正、の

決、断、ある、一、高、級、府、を、一、之、を、拒、之、之、法
正、の、權、を、ふ、一、其、事、を、亦、其、法、律、の、か
め、を、能、其、の、場、合、を、立、断、の、論、を、一、何、ん、か、
其、事、を、一、

且、又、事、實、を、權、一、非、其、門、知、令、一、何、ん、か、
其、中、亦、國、府、地、區、等、に、
其、勸、告、を、一、其、他、等、下、の、一、
今、の、列、府、勸、告、を、一、如、く、亦、國

一、何等の権限を出るかと、特向何人へ
存。

此後又一或、理事たるべく、理事たる
者ハ唯其勸告をよめるの権限ある而已
なり、之を底限をよめる勸告ハ之
を以て之を権限と看し、非專門知合
ハ唯理事の口舌となりて、其法外を以て
中流をよめる者なり、と、編の時と、一、不正の

決断ある、高野府より、之を拒否之、
正事の権限をよめる、其事をいふ、
めを、能くの場合、立断の、
存。

且、又、事實に於て、非専門知合ハ、
味申、非専門知合、
其勸告を、
今、の、列、
め、

海軍の列府勅告を乞ふなり
 勅令ハ庶論をすき生理を参考
 之を以て是なり 是勅令の整理と感得
 ふうなるなり 向ては此の結末を上
 申すなり 獨り勅令の整理を以て
 勅告者の案を以てし河を
 勅令を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡
 港に於て 勅令を苛酷の所行あるなり

之を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡
 の難混たるを案し 之を以てしより 勅令
 ありしめんとす申し 別府 允准を以て
 勅令を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡
 又政府を以てしより 勅令を以てしより
 裁判を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡
 審問を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡
 勅令を以てしより 勅令「ハレラ」の横渡

舟を出帆しつゝと岸をあるきし 洋を

せ
かりと

舟中船を留めしむゝ船員自己乃
きり出たり且其間船客は諸人をして留
めしむるものありふ政府より居新倉物を
諸人へたすか知て船員の省費あり
彼江のふ時日遠延したる船員の自
ら存するより程船員自ら先「マリヤルズ」

船を放棄し其後船を 船員等之を

放棄したるは一回一括のりなり

俟候中船員を捕へて其を引留めたるも

ありしも船客を留めしむるは船員も

止ししむるは船を留めしむるは船員も

船員之を留めしむるは船員も

船員之を留めしむるは船員も

船員之を留めしむる

邦高川船屋^らおいて^ら所至^らたる^らは^ら子^ら孫^らと
 とも下の^ら言^ら院^ら借^らたる^らと^ら事^ら中^ら年^らを^ら安
 乃^ら件^らの^ら由^らを^ら抄^ら録^らき^らて^らま^らる^らあ^らら^らし^ら
 物^らは^ら吹^ら味^らを^ら多^ら分^ら日^ら本^ら海^ら外^らに^らあ^らら^らし^ら
 の^ら審^ら問^らに^ら係^らま^らり^らと^ら云^らふ^ら下^らの^ら後^ら論^らに^らあ^らら^らし^ら
 今^ら其^ら事^らの^ら始^ら末^らを^ら詳^ら論^らし^らて^ら先^らの^ら最^ら初^ら
 の^ら説^ら人^らに^らあ^らら^らし^ら人^ら「モクヒン」^らの^ら者^らあ^らら^らし^ら
 邦^ら高^ら川^ら船^ら屋^らを^ら告^らめ^ら船^ら人^らの^ら「マルヤルス」^らを^ら脱

證^らに^らあ^らら^らし^ら押^ら入^られ^ら右^ら船^らに^ら送^らり^ら届^らけ^らた^らり
 事^ら等^らも^らと^ら同^ら人^らに^ら對^らし^ら汝^ら何^らの^らあ^らら^らし^らを^ら証
 する^ら右^ら船^らを^ら脱^らぎ^らて^らや^ら精^らしく^ら其^ら事^ら情^らを^ら
 知^らら^らし^らんと^ら欲^らす^らとの^ら報^らを^ら述^らたり^ら船^ら令^らの^ら計^らの
 如^らく^ら述^らたる^ら所^ら存^らハ^ら港^ら内^らに^らて^ら同^ら人^ら、^ら數^らり^ら
 め^らたる^らあ^らら^らし^ら舟^ら同^ら人^らより^ら之^らを^ら告^らげ^ら訊^らき^らを
 得^らせ^らし^らめ^らたる^らは^ら志^らを^ら變^らて^ら我^らの^ら船^らに^ら且^ら坐^らむ
 所^らの^ら言^らを^らあ^らら^らし^らめ^らんと^ら信^ら向^らた^らる^ら能^らは^ら

御事申す「モクヒ」自己の意を以て言て
曰（四月十八日）私事三名の支那人を誘拐
せしむる事申す所推して此三名の後者
船司より禁酒せしむる且強盗を犯すれ
申す（と）けの如く日人の強盗を所
事と別支那官轄内にて犯りたる不業
又此大洋上にて犯りたる不業あり斯く
日人告白したるも彼自ら申出たる事

より知合より促かしたる事あり
蓋し若支那人、其國語を以て陳述する
故に知合も其國語を以て終り陳述官の
之を國語に譯す。返り若支那人返答の
何たる事を知る能はざるあり故に彼
令其陳述し不問ある事ありし事申す
之を差止め能はざるあり而して若支
那人の若返答の内より若船中にて死ぬる死

まゝよりハ寧ろ水中ニ投して死せんと
爰勿して水中ニ死せしむ且あるく
扱われ或は打擲され終に髪を切られ
られ中と陳述せり世終のハ柔ハ横濱
港内まで紀里々事ある元分なる語法を
以て確定せざる事也

支那下ハ支那人の髪尾を切られ
を以て苦痛を蒙る事也

支那ハ成程若髪尾を切られ
其髪ハ疼痛を生ぜざる事也
レラレの法討法を選用せしむ
凡人ハ苦痛を蒙る事也
して戒心を以て其の事と
心を以て志する事と

若船員ハ支那旅客を扱ふ
杭海をなしたる者なり

まらぐめきハ支那本必マてハ魚テ飾あつき
刑四討マて、生盤尾のなきハ剛衆科
殿辱の目澄たりのハ亦己マありたぐく
御るよ閣下の石議論よハ右盤尾を切
防まる事ハ凌辱よハ能き如何なれハ支
那人介必マ在マてハ生盤尾あるとの甚々稀
なりを以マたりと此忍くの閣下白雲園
内のこよ於マて西実見有くハ氣を以マテ

漢偏方マて事マして古マ矢張マテ
「ヘルシラ」ハめき、ハ業マ由マて耳。然マ後
在ハハ去閣下今我ハ本マ於マて其盤尾
のサキ支那人ハ一人マ無クハ候容易マ
字、^諺ハ又米國郵船マて其
漢を通過マす。支那人殿子の内マ新
盤マセテ者マ見マす又聞ク現今ハ合右國
マ在マテ支那人ハマ殿大ハ十萬マ許マ

く中 愛倫人 由て 凌辱 さるる
又 武に 飛脚 ある 由て 自 困め 人 財
得 ざる あり 又 遊 ね ち 一人 にも 髪 尾 を
切 断 せし 者 無し とい 此 儀 を 寫 下 以 潤 へ
有 とい 一 一 所 分 明 せ ぬ 未 だ 也

「モクヒ」を吟味 及 直 于 小 即 日 取 司 へ 上 上
と 振 ぎ 聞 札 せし 横 濱 尾 内 へ 於 て
「モクヒ」 兼 二 三 他 三 四 人 を 自 録 せ 入 也

三人の 髪 尾 と 裁 断 せし ぬ 多 くと 一 人 右 邊
か 一 され とも 形 中 一 者 皆 無 事 あり あり
由 陳 述 一 尚 又 唯 一 人 所 尋 あり あり 其 用
なる 一 者 ね 八 十 五 人 乃 至 五 十 人 あり 一 人 八
思 石 次 等 一 一 一 幾 人 あり 一 一 所 尋 あり 一
と 一 述 あり 因 て 縣 令 其 意 一 一 一 少女 の
外 尚 時 船 中 一 一 一 者 残 一 一 一 呼 出 一 一 一 吟
味 一 一 一 あり 一 一 一

船司と味せし時右岸と加へ多越えハ
旅客と船中子関也置うんるかきしし
隠すやせかりし之れ又支那人急く上
陸せんと謀りハ持者之とせ何せん又此
の如き時子當ツテ強う旅費と拂りんや
と又支那人と打擲し手銀も入る多
事と解るししハ(彼等船と林やん
とせしり友りり)ト云ふおひて歳許の

人初く謀りしやと問た水ハ(殊らば)ト云
且此事ハ今より古き家なりしと云へり
左す水を横濱着船の後ちり又其岸所
船の確證とししハ(ト云)ト云 瑪港出帆
夏三日後船客輩 船を放火せんとの用意
を為したるをりし
支那人「アタツクハ若船を脱せし故を以
船司の命を己り誓を切斷されしと

と陳述し且右統體を企てる程を全く
食料不足を上藤杖を抄擲せしむる
と以てると且支那人多くは皆食物の不
足なるを極又種々苛酷なる取扱を受くる
極苦難しかり而して右船自「ハレラ」然り
とぞし事案を悉くも右船中一の情
容を吟味する事し程は符いともうんえ
るよ咽々たもぶし且右等の旅客此を致

を不満と思ひ且自ら如何と恐怖せし
事たるを判然たるを

實問の節右船自ハ数名は士官と
等しく自己の代言者の為り
列席して陳述せしむるを以
て之を求めざるは旅客の告白を自
確実とするをねらふ故に今拙者右船
目及士官等々自ら陳述せる所の

紙の破れ
文の欠け

と陳述し且右統體と企てる際を全く
食料不足なる上藤杖を抄擲せしむる
と心ならずと且支那人多くハ皆食物の不
足なるを極又種々苛酷なる取扱を受くる
報答研じたり而して右船自「ハレ」然り
とぞし事案を尋ねても右船中一の情
容を吟味する事し程は符いともうか
るは咽々たるべし且右等の旅客此を致

を不満と思ひ且自ら如何と恐怖せし
事たるを判然たるなり

實問の節右船自ハ数名は士官と
等しく自己の代言者の為めは從人と
列序して陳述せしむるを以て我政府我
より之を求めざるは旅客の告白を自
確実とするをねらふ故に今拙者右船
員及士官等より自ら陳述せしむるもの

と陳述し且右統體を企てる存を全く
おぼしきと且支那人多くは皆食物の不
を又種々苛酷なる取扱を受くる
所苦難しかり而して右船員「ハレラ」然り
ぞし事客を辱るも右船中の情
を味する事し程は符いともいえ
よ咽々たるべし且右等の旅客此取扱

不満を思ひ且自ら如何と恐怖せし
りたるを判然たるなり

又同の節右船員ハ数名は士官と
しく自己の代言者の為めは強人と
序しして陳述せし事を以て我政府我
るを求めざるは右旅客の告白と自
然なる事なりと相違なく拙者右船
員及士官等々自ら陳述せる所の事

代。言。者。ノ。字。下。雙。

吾らもこの閣下は是迄航海に空疎を
所せしむるに事とあり拙者思ふに
又の航海より北亞米利加洲より
所の數百萬の移民の中より
くの如く事ハ未だ嘗て起るべしと
思ふに

航海及び梅井段「アリ」の申立を
閣下は航客一人を五月三十日航海中自

ある投し一人ハ六月六日回しある
投し（最初航と禁人せし言前あり）
又一人航し若あり午時ハ知れ
るれども着港前のりなきよし

右等の事ありたを以て當帝國航
海内（着航の存苛割の取扱を受け
たるもの航客の熱病を容れし）を
察するに是れ又日本政府より

大洋或る外國領内を航行する事をして
船客を援へ船主を罰するの權利なし
との條議ありし事とも日本領内を航行
船主船客を所扱ふ付双方互に争議
せし或る日本政府より航行し孰れも正孰れも
邪ある或る證明せんとの言ふ事をして航海
中の争議を統一し或る船主苛利の
所行ありたる事全く横濱より船客の

船を脱せんとするを防衛せん為る事
正あはしむる事出るや否を定同する事
司法裁判の執るる處を定むる事
至極適當
なる事なり

神皇正統記令此所を裁断し二人の船客
より出づる「マリヤル」船を歸しし事
拒しし司法の權を以て之を裁断し
たる事なり是も各國人民亦以て裁断を

受けつゝと思ふ時こそ人自ら裁判上
庭に上告し定分を争ひしる後さ
つたに中國の政府より派出の官吏
を以て主君の爲之に關係するの權
なきは是れ克く人の起る所なり固て
此一併しなすも上告するをばざる當
て私自にこれ又と違ひつて南帝國
司法官の權力あり司法省より上告し

たるとも一とせざるも此の二件一の
爲め措き隔せざる一別をとり本
政府に裁判上庭の再審を不爲命令
の裁判を以て是を任するを甘んずる
なりとて此一件は是れ
交付の一切をすぬなり
保護するは是れなり
事を要するの權獨り政府に在り司法省

此の二件一の爲め措き隔せざる一別をとり本政府に裁判上庭の再審を不爲命令の裁判を以て是を任するを甘んずるなりとて此一件は是れ交付の一切をすぬなり保護するは是れなり事を要するの權獨り政府に在り司法省

受けつゝと思ふ時と人自ら裁判上
願ひ上告し定分を争ひしる後さ
つたに中國の政府より派出の代表
を以て主君の爲之に關係するの權
なきは是れ是く人の爲る所なり固て
此一件に於ても上告するをばざる當
て然るに此に又と違つて南帝國
司法官の權力あり司法省より上告し

たるとき一とせざるは右の二件一の
爲め措き隔せざる一別を以て日本
政府の裁判上願ひの再審を所爲命令
の裁判を以てしる事任するを甘んずる
なり此に此一件に事案精舎に飛入
交付の一二存すぬなり且政府の人を
保護するに起るるものありしむる之
を以てするの權獨り政府に在り司法省

罪人交
其船ヨ
取返サ
其形相
カ可質

於て苟も一程の路案ありて極意を以
 死人と互に交付すべしと路案を以て
 何れも場合ありて甲國より乙國に此の
 如き死人と交付せしむるの段分な
 りしを以て死にても其路案ありて之を要し
 ざるにあらざるも同く之を交付せしむる
 一に全く死人の逃遁を許さずして西中
 には其路案を以て死にても其路案ありて
 乙國の平利あり

全を害せん^と計られざるの恐れあるを以て
 のありり諸國下りて其の「クリオル」船
 一隊を引渡せり然してハ死者も亦右一隊
 三舟「ウラブストル」^{（南時東亞弁務執政あり）}より其の英國
 公使「ロルト、エスホルト」氏の下に投じたる
 其の船を引渡せん^と計るるに云
 一合の國より死を犯しし人あり英
 國不承地を獲りて潛匿するものありとも

如等事件に属するは一種の約束を
 一府極めたるるは之を交付を要求せざるべし
 若し右を法を避けて逃避せるの罪
 人を交付するを否せざるの一件ハ各國
 凡物ハ自國の裁量に従て之を奪ふに
 許しき者ありと云ふ一義理を以て
 あり是れを以て如き交付を拒むるも
 之にして交際の際の通典を破れりとせずト

罪ありて脱走したる人たりを交付するを拒
 むの權あり況乎他國は携り行せんこの約
 定を破りたるは之を以て脱走したる人を
 交付すべきの請求を拒むるは或るや航
 海中船舶運用助勢の爲め交付するも
 如きの約定ハ是極き事のものとする固下
 也躬自ら勇烈拔群の航海家なれど
 如きの不属を後するを好むは之を以て

されて不羈と考ふとの令を奪し、この國
 として尚何の取を以てけるやあるや、國
 下の交易よく解し、ける事あるべし
 凡そ各國公法中の親交を奪はざる確乎た
 る一例ハ大英及合衆國の取を以て
 是より足れ、抑亦各國ハ世界に對する
 通商を以て、其船帆實に空内を以て
 知あり、而て亦其の取を以て、其の價を以て

其風俗又相似、これと亦國乃亦其とも
 其之風俗乃亦其とも國に親せん、其とも亦
 亦國の内は親せん、其とも亦其とも亦
 皆之に親せんとする、其とも亦其とも亦
 其とも亦其とも亦其とも亦其とも亦其とも亦
 親し合衆國亦其とも亦其とも亦其とも亦其とも亦
 界に散在する、海外亦其とも亦其とも亦其とも亦其とも亦
 然るも亦國を曾て亦其とも亦其とも亦其とも亦其とも亦

互ニ要求するを以て之故如何とされ、若し兩國乃其支和親乃他國に統することある時を互ニ之を交付せんとの規則に設け置かれ、昔未嘗て南國乃官を統體あり、夫乃交付となんべきとの約束なきを以て、也兩國政府とも右取極のをなすに於て、大に利益ありと名も合衆國獨立建國を志し、是今日に至り依然として未嘗此取極をな

とん

閣下乃俄に白鳥國乃私に支那移民を勸致せし、ハ「マリヤル」船を以て始とす、ハ「アム」
「バタガイヤ」或ハ「セントヘレス」港に艦を置せし、
しる船乃陸を以て入り、復に陸出する事を掲げ、
られども右ハ全く虚言、其時霸權を免れんと欲し、
裁断すべし、恐ずる乃機を以て、
友なる一し、
又、

ノ一例を引き云ふんは「伊を利互意事」
レレサンノックス「船は「ソオンス」なるもの梅酒
せられうりしと市哇島載船上^種之と助け
出せりは若も「ゴスタリカ」に引き力致す一きと
瑪港を約定せりといふに之たれを裁判官之
と聞き云けりといふ船目此船客乃上陸を拒む
「ハ五ノ取極」も「可」我國法或を條
約にも掲載あり候と又載船あり於ては常

書スル

互ノ取極
我が國法
及ニ條約

——系船せしむるの権り——故に我國法
の免せし^界界内ハ上陸すべしと得べし——外
船客同乗務員は陸行する事を免れり
されたる者一件に付拙者の陈述するべきと
所懸念ありは開明の事政府に於ては尚
政府ハ若し付是國の高民に不正と純
多し非と又若政府是國の名義の他か
むるの意ありしに於ては所伴を去らば

ノ一例を引き云ふんは「伊を利互意事」
レレサンノックス船「ソオンスウ」なるもの禁酒
せられりしを布哇島裁判上^庭之と助ケ
出せし者も「ユスタリカ」に引き力致す一きと
瑪港より約定ありと申すたれを裁判官之
と聞き云けりしを船目付船客乃上陸を拒む
「ハ五ノ取極」も「可」我國法或を條
約にも掲載ありし條々又裁判所於ては常

「ハ」同一系
書スル方ナラン

互ノ取極
我ノ國法
及ヒ條約

三者一ヲ欠モ不可ナ
ハキヤ又ハ國法ニテモ條
約ニテモアラバ不可ナ
ハケレ取極メニナラズ
辨取ニ及ハヌカ可歟

「ハ」系船せしむるの権あり故に我國法
の免るべき^界界内ハ上陸するを得べし外
船客同乗務員も陸行する事を免れり
されたる者一件も付托者の陈述するべきと
所懸念ありしに開明の事政府に於ては尚
政府ハ自ら付託國の高民に不正を犯し
多し非も又吾政府其國の名義の他か
むるの意ありしに免るに所得を如く其

問々世事ありとて吾を全く是干名り支
那人民の好く己が約束と破りして為帝
國に於ては支那人の吾約束と違つて要責に
し能はざる一と殊に吾を福り為仁り然ら
ざると為ざるのミナは尙帝必と支那帝國
の男子存す格別サる義務に由ては吾支
那人と我保護の如き扱ふ能はざる一と
依て拙者に於ては閣下再び是政府の命令と

受けき國と我國の百中五原
のんとの少趣意を公明に御意を
の四者且し私致希望を右と云

明治六年六月

外務少輔上野彥純

白鳥國特命全權公使

オレリヨ、チー、ワイ、カ、ニ、閣下

Handwritten notes on a small slip of paper, partially obscured by a stamp.

問々世事ありとを名を全く是干名の支
那人月々好く己が約束と破りしを為帝
國に於ては支那人は名約束と違つて要責
るし能ハさうしと殊に名を福り意仁り然
るると得ざるも其に當帝必と支那帝國
の男子存す格別にも義務に由ては名支
那人と我保護の所を扱ふ能ハさうし
依て拙者に於ては閣下再び是政府の命令と

受けき國と我國乃百中五原乃左徑を備
めんとの以趣意を公明に所熟考し上再意
の四等とすし松波希望我名も善め此の器具

明治六年六月

外務少輔土野宗純

白鳥國特命全權公使

オレリヨ、チー、ワイ、カ、ニ、閣下

後尾
今カレ
カ

問々世事ありと名を金くは千名り支
形人月ふ好く己が約束と破りしそ尚帝
國子於てハ支那人ハ名約束とちづく要義は
了し能ハさうしそ殊々名を指り為仁り然り
さると得ざるのそはは尚帝必と支那帝國
の男子存すも檢別せも義務中てハ名支
形人と我保護の形子扱は能ハさうし
依て拙者に於てハ閣下再ハ是政府の命令と

受けき國と我國乃百中五原乃友誼を備
めんとの以趣意よく公明に御熟考し上再為
の回答はしね然れ希望我名も善は試り難具

明治六年六月

外務少輔上野彦純

白高國特命全權公使

オレリヨ、チーワイ、カニ、閣下

後尾々一層 既馬ノ
意ヲ述ハタシ 務文ニテハ
今カレ館ノ見工尚不
也

夕務省